

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在の同社C支店（以下「会社」という。）において、工務作業に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、事業場に出勤せず、同年〇月〇日、自家用車の中で死亡しているところを発見された。死体検案書には、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日未明、直接死因：急性一酸化炭素中毒死、死因の種類：自殺」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。請求人及び請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、被災者は会社でのいじめ、嫌がらせ又は暴行による心理的負荷が蓄積して精神障害を発病し、正常な判断ができない状態に追い込まれて自殺するに至ったものである旨主張している。

被災者の精神障害の発病の有無について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「被災者は、死亡前に精神科の診療を受けていた事実は認められないところ、請求人及び各関係者の聴取内容からは、請求人の身体的、精神的な変化等において、ICD-10診断ガイドラインの診断基準を満たす症状等は客観的に確認できず、精神障害を発病していたとは認められない。」旨の意見を述べている。

当審査会も、請求人らの主張を踏まえ、一件記録を精査したところ、被災者の精神障害の発病を合理的に推認するに足りるものは認められず、請求人による被災者の自殺直前までの様子に係る申述を加味しても、発病に至っていたものとは判断し難いことから、専門部会の意見は妥当であり、被災者は精神障害を発病していたものとは認められないとみるのが相当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるところ、認定基準では対象疾病

が定められ、その対象疾病を発病していることが「第4 認定要件」の1において定められている。

そうすると、上記(1)で判断したとおり、被災者は認定基準の対象疾病を発病しているものとは認められないことから、認定要件の1を満たさず、他の認定要件を審査するまでもなく、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

(3) そのほか請求人らの主張についても子細に検討したが、被災者が精神障害を発病していたと認められない以上、これらを採用することはできない。

(4) 以上のとおり、被災者は認定基準の対象疾病を発病しているものとは認められず、その死亡は業務上の事由によるものとは認められないものではあるが、請求人らが精神障害の発病の可能性について強く主張していることから、当審査会においては、被災者が自殺直前までに認定基準の対象疾病である何らかの精神障害を発病したものと仮定して、請求人の精神障害発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人らは、「自宅に届いた投書・手紙」、「被災者が友人のDに送ったメール」及び「D親子の申述」を基にして、被災者は認定基準別表1の具体的出来事として、①肩パンチをされた、②たばこの火で手を火傷した、③足場のジョイントを投げられ負傷した、④眉毛を剃られた、⑤休憩時間中に懸垂をさせられた、⑥平成〇年〇月〇日に職人とトラブルになったという出来事があった旨を主張しているので、以下検討する。

(イ) 請求人らが主張する①から⑤までの各出来事は、認定基準別表1の具体的出来事の類型「(ひどい)嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当するとみることができ、当審査会としても一件記録を精査したものの、下請け会社作業員のEに被災者が

いじめを受けていたと話していた下請け会社事業者のFも、実際には見たことはない旨申述しているとおりに、各関係者の申述及び証拠からは、被災者がその本意に反して、一方的にいじめや暴行を受けていたことを現認していた者は確認できない。①の肩パンチは、当時、職人の間で流行っていた、現場作業で肩についての筋肉をお互いに誇示し合う為に肩を拳で殴り合うという悪ふざけであり、被災者も職人グループの輪に入り、肩の殴り合いに参加していたというものである。この点、会社営業職のGは、要旨、被災者は、悪ふざけの延長で現場作業員ではないGに対しても肩パンチを仕掛けてきたと申述しており、また、②から⑤の各出来事についても、決定書理由において説示するとおり、一件記録からは、これらのいじめ等であったと主張する出来事について、その事実関係を証明する客観的な資料は認められず、請求人らの主張を採用することはできない。

なお、請求人らは、再審査請求の理由において、被災者本人の内面的な性格から、被災者がふざけて肩パンチの打ち合いをしていたとすること等は不自然であって、整合が取れない旨併せて主張している。この点、当審査会としても、職人間における、これら手荒いコミュニケーションを被災者が積極的に楽しんでいたとまでは必ずしも断じることはできないものの、被災者の内心は格別、被災者は希望して就いた建設現場における職人としての独り立ちを目標として努力し、他の職人から服を譲られたり、食事等にも誘われるなど、人間関係の構築も一定の進展が認められていた状況でもあるところ、一件記録を精査しても外形的には請求人らの主張を事実として証することはできず、当該主張を採用することは妥当ではないものと判断する。

(ウ) 請求人らが主張する⑥の出来事は、具体的には、平成〇年〇月〇日午前、足場の手摺を取り付ける作業を行った際、被災者が使用部材を間違えたり、不安全な作業方法を取ったこと等について、職人のHから前回の作業時の注意が守られていないとして、注意を受けたというものである。

これは、認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて検討することが妥当であるところ、当審査会としても各関係者の申述及び証拠を始め一件記録を精査したが、当該指導内容は、高所作業における安全にも関わり業務上必要であったと考え

ることが相当で、一般的な業務指導の範囲内にあり、また、午後にはIも加わり3人で作業を行う際も被災者は普段と変わらない様子であったこと、夕刻にはJらと談笑していたとの事情を鑑みると、被災者と上司との間で周囲から客観的に認識されるような対立も生じていないことから、その心理的負荷の総合評価を「中」とする審査官の決定は妥当なものであると判断する。

(エ) また、請求人らは、被災者は長時間の時間外労働を行った旨主張しているが、評価期間における被災者の時間外労働時間数は最長でも1か月74時間49分であり、恒常的長時間労働は認められない。

ウ 業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、改めて特記するほどのものはない。

3 以上のおりであるので、被災者は認定基準に定める対象疾病を発病しているものとは認められず、仮に何らかの精神障害を発病していたとしても、業務による心理的負荷の全体評価は「中」であって、当該精神障害は業務上の事由によるものとは認められないから、その死亡も業務上の事由によるものであるとは認められない。

したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。